

業務部門対策の強化案

建築物のエネルギー性能向上及び高効率機器への更新に係る視点

- ① 計画に掲げる削減効果指標のうち、「事業者排出量削減計画書制度」における温室効果ガス削減量は見込みを大幅に上回る成果を挙げている。本計画書制度の対象外の事業者※1への温室効果ガス削減につながる促進策が必要である。
- ② 大規模な新築非住宅建築物については、法に基づくエネルギー消費性能基準の適合が義務化されることになるが、既存非住宅建築物についても、断熱性能の向上に向けた施策が必要である。
- ③ 業務部門の対象である、医療・福祉施設、ホテル・旅館、学校・大学、公共施設等について、業態別のエネルギー消費量を把握（ベンチマーク設定）し、業態の特性に応じた効果的な省エネルギー対策を促進していく必要がある。

本市の取組

ア 事業者排出量削減計画書制度

原油に換算して年間 1,500 kL 以上のエネルギーを使用する事業者に排出量削減計画書と報告書の提出を義務付けている。

イ 「BEMS 普及コンソーシアム京都」推進事業

- BEMS 先行導入支援補助金（平成 26 年度開始）
交付実績 5 件（医療、福祉、旅館、学校、事務所の各 1 件）
- エネルギー管理専門家派遣事業（平成 26 年度開始）
派遣実績 21 件（医療 7 件、福祉 3 件、旅館 2 件、大学 2 件、事務所 3 件、店舗 4 件）

ウ 大学排出量削減研究会

京都市，京都府，NPO 法人気候ネットワーク，（独）産業技術総合研究所等で構成する研究会において，事業者排出量削減計画書制度の対象となる大学における排出量削減対策の先進事例等の調査，分析を行い，報告書を取りまとめた。

エ 特定建築物制度

延床面積の合計が 2,000 m²以上の建築物の新築又は増築を行う建築主に，以下の事項を義務付け。

- ・建築物排出量削減計画書の提出
- ・地域産木材の利用
- ・再生可能エネルギー利用設備の設置
- ・CASBEE 京都に基づく評価及び評価の広告，工事現場などへの表示

※1 業務部門の温室効果ガス排出量のうち，計画書制度の対象事業者（86 者）が占める割合は約 4 割である。一方，業務部門の特定事業者以外は京都市内で 6 万以上の事業所がある。

オ 中小事業者省エネ・節電診断，設備整備事業補助金

省エネの専門家が事業所を訪問し，エネルギー消費に関するデータを分かりやすく整理したうえで，それぞれの事業所に適した省エネ方法を提案。この提案に基づく設備整備事業に要する経費の一部を補助。

助成額 1/3 （上限 150 万円）

カ 中小事業者省エネアドバイザー派遣事業

省エネの取組を推進しようとする事業者に，課題の解決策等について助言を行うアドバイザーを派遣。

京都府の取組

ア 事業者排出量削減計画書制度，特定建築物制度

京都市と同内容の義務。

イ 京-VER 創出促進補助金事業

京都版 CO₂ 排出量取引制度における京都府の独自クレジット（京-VER）の創出を図るため，京都府内の中小企業等が行う，施設又は設備の整備に要する経費の一部を補助。

助成額 1/3 （上限 1,000 万円）

国の取組

ア 建築物省エネ法^{※2}

平成 27 年 7 月 1 日成立，7 月 8 日公布。

- 大規模（2,000 m²以上）な新築非住宅建築物について，エネルギー消費性能基準の適合を義務化（平成 29 年 4 月施行予定）。
- 中規模以上（300 m²以上～2,000 m²未満）の建築物について，新築時等における省エネ計画の届出義務。

イ 省エネ法^{※3}における特定事業者制度

原油に換算して年間 1,500 kL 以上のエネルギーを使用する事業者に対して，エネルギー使用の合理化並びに電気需要の平準化についての措置及び報告書等の届出を義務付け。

年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めることとしている。

ウ 「省エネ」診断サービス，「節電」診断サービス，講師派遣サービス

（一社）省エネルギーセンターにおいて，専門家が現地診断を行った後，省エネの取組について，診断報告書に基づきアドバイスを行う事業やセミナー等へ講師を派遣する事業を無料で実施。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

※3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律

